

第二百一十一回国 参議院 法務委員会 會議録 第八号

令和五年四月十八日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十三日

馬場 成志君

馬場 成志君

四月十七日

古庄 玄知君

世耕 弘成君

四月十八日

田中 昌史君

和田 政宗君

佐々木さやか君

鈴木 宗男君

補欠選任

世耕 弘成君

国務大臣

法務大臣

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

安江 伸夫君

石井 苗子君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君

仁比 聡平君

齋藤 健君

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

安江 伸夫君

石井 苗子君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君

仁比 聡平君

齋藤 健君

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

安江 伸夫君

石井 苗子君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君

仁比 聡平君

齋藤 健君

は再審予定されている個別案件ですからということで、個別についてはお答えをどうしても差し控えざるを得ないんですけれども、その上で、あくまで一般論を申し上げれば、再審請求手続と再審公判の手続は異なる手続でありまして、再判、公判をする検察官においては、これまでの証拠等を吟味、精査した上、法と証拠に基づいてその遂行方針を検討、判断していくと、そういうプロセスを踏むということになっていきますので、その検討には個別の事実ごとにそれぞれ一定の時間を要するというふうな理解をしているところでございます。

○鈴木宗男君 大臣、法と証拠に基づいて判決が出たのではないのでしょうか。この点、どうでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) 判決が出たのは、再審をすべしという判決であります。それを踏まえて今検察側での対応ということになりますので、これ以上、検察の判断について私が何らかのコメントをするということに踏み込んでまいりますので、答弁はちょっと差し控えたいなと思っております。

○鈴木宗男君 私は、先般の委員会でも法務大臣が事務方の答弁資料を見ながら答えておられて、今の答弁も、法務大臣齋藤健というよりは、私は、人間齋藤健というのが欠如されていると思いますよ。もっと正直に、齋藤大臣としての、職責にある立場としての答えがあってもいいんじゃないでしょうか。

しかも、じゃ、法務大臣、今回の再審に至る裁判所の判決内容はどんな判決内容ですか。明らかじゃないですか。

○国務大臣(齋藤健君) ちょっと判決内容の詳細につきましてもあれなんですけど、まず、検察当局が今回特別抗告をしなければというところについては、特別抗告の申立て事由が存在するとの判断に至らなかったというところであります。したがって、特別抗告はしなかったというところで再審が決まった。その再審についての検察の対応というの、今、この間、手続で打合せをしたという

段階だろうと思っております。

○鈴木宗男君 法務大臣、この東京高裁の決定の裁判長は、五点の衣類がこれ問題になったわけですから、ここが決め手だったんです。これについて、衣類は事件から相当な時間が経過した後には第三者がタンクに隠した可能性が否定できず、事実上、捜査機関による可能性が極めて高い。これは静岡地裁でも九年前出た話なんです。同じ話が東京高裁でも出たんです。これはもう動かしようのない事実なんです。それぞれ法律の専門家ですよ。だから、検察も特別抗告できなかったんじゃないんですか。

この点、どうです、大臣。  
○国務大臣(齋藤健君) 裁判所でそういう判断をされたわけですが、検察は検察でこれから判断をするので、そのために少し、先ほど申し上げましたように検討が必要だということでありまして、今この時点で私が、今、鈴木委員がおっしゃった裁判官のコメントについてコメントをするのはやっぱり控えるべきではないだろうかと思っております。

○鈴木宗男君 大臣、私は、裁判長の話にコメントするしないじゃなくて、もう判決は出たんですよ。いいですね、それは分かりますね。結果として、二十日の期限に検察は特別抗告しなかったんです。しなかったんです。それで再審決定なわけですよ。これは事実でいいですね。

ならばですよ、ならば、大臣、三か月、袴田さん、大臣、考えてくださいよ、何年拘束されているんです、何年自由がなかったんです。これ、大臣として、一日も早く堂々と再審をして、そこで検察は検察の主張をすればいいんじゃないんですか。なぜ三か月も置く。しかも、年齢考えたときに、私は人生限られていると思えますよ。

法務大臣であると同時に、人間齋藤大臣として、逆に検察に指導できる立場にあるんじゃないんですか。新たな何か証拠を見付けるとかなんとかというもうレベルは過ぎていくんですか。当たり前の話をなぜ官僚的な答弁でやるの

か。これ、齋藤大臣、今日ここにいる委員の皆さん方だって、この件は誰が見たってもう無罪になること明らかですよ。予見を挟まずに、特別抗告できなかっただけでも、それでもう決まりなんですから。

ならば、一日でも早く私は再審をやつて、国民にこの事件はかくかくしかじかでしたと。同時に、大臣、検察が言い分あれば再審の中で言えはいんじゃないんですか。時間を掛ける話じゃないでしょう。

これは、齋藤大臣、法務大臣なんです。検察は法務大臣の指揮下にあるんですから、何もそれは指揮権発動でもなければ、権力の横暴でもなければ、国民が見ていますよ。逆に、齋藤大臣が評価される私は話だと思えますよ、公平公正に考えても。

これ、どうぞ大臣、私は人間味のある判断をしてほしいと思えますが、いかがでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) もう鈴木委員がおっしゃることは本当に胸にしみるし、ここまで出かっている言葉もあるわけでありまして、やはり今法務大臣としてここに立たせていただいておりますし、それから、やっぱり再審開始決定が確定した事件につきましても、証拠調べ等の更なる訴訟手続が行われた上で裁判所が改めて有罪か無罪かを判断すると、そういうプロセスに入っていくわけで、その入っていくに当たっては相応の準備が必要だということなんだろうと思えますので、そこでそういう準備をするとか、もう無罪と認めるとか、そういうことをやっぱり私の立場で申し上げるのはちょっと差し控えるべきだろうと思えます。

○鈴木宗男君 齋藤大臣、あんた、東大出て、国家公務員の上級職受けて、いいですか、私は何か間違った、ねじ曲げた話をすれと言っているんじゃないんですよ。三か月も掛けないで再審堂々と受けていいんでないんですかということも言っているんですよ。それが何で、大臣としての行き過ぎでもなければ、あるいは社会から批判される

ものじゃないんですよ。

これ、大臣、今の大臣の私は答弁を聞きながらも、「検察の理念」をわざわざ作られました。じゃ、「検察の理念」、何のために作ったか、大臣の口から説明してください。

○国務大臣(齋藤健君) 「検察の理念」につきましては、前回は質疑応答の中で触れさせていただきました。

例の厚生労働省の元局長の無罪事件等の一連の事態を受けて検察の在り方検討会議が設けられて、その提言の中において指針みたいなものを作つて、それを踏まえて「検察の理念」というものを自ら策定したものです。

それで、私も何度も読ませていただきましたけど、大変すばらしいことが書いてありまして、今ちょっとすぐ出てくるかどうかなんですけど、あります、この前文の方に、「あなたも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない。」という表現も前文の方に書いてありまして、私は、これは先日もし申し上げましたけど、もう検察官が一人一人がきちんと認識するだけじゃなくて、上に立つ者がこれを率先して実践していくべきだということふうに考えています。

○鈴木宗男君 大臣、日本の場合、起訴されたら九九%が有罪ですよ。これ、委員の先生方、欧米の判例見てください。四〇%、五%ですよ、起訴されても有罪というのは。日本だけはもう間違ひなく起訴されたら有罪というのが一つの流れなんです。

私は、この「検察の理念」の反省に立つならば、大臣の先ほどの答弁はないと思えますよ。国民の理解を得る、もっと真摯に向き合うという意味で、二〇一一年、平成二十三年にできたんですよ。

同時に、村木事件もあつたけれども、その前にも検察の不祥事があつたじゃないんですか。大阪地検の真金問題、これだつてうやむやにして検察は蓋したじゃありませんか。そういうったものが積

み重なってきたものだから、この「検察の理念」なるものを作らざるを得なかったわけですよ。

だとするならば、真摯に国民に向き合うと言うならば、私は、もつこの袴田さんの件についても、特別抗告しなかったんですから、三か月という、頭から三か月の期間は何で設定なのか。それ、大臣、是非とも検察に聞いて委員会でも報告してもらいたい、何をもって三か月必要か。

同時に、さつき大臣、答弁の中で新たな証拠と言われました。出せますか。ここは大臣、私も職を賭していいですよ、大臣も職を賭しますか。そういう官僚的な言い方やめましよう。新たな証拠を作れるのならば特別抗告できたじゃないですか。どうですか、大臣、違いますか。

○国務大臣(齋藤健君) 先ほど私が申し上げたのは、個別の話はコメントできないけど、一般論として言えばそういうプロセスを踏んで再審に至るんだということをお話を申し上げたので、そこは御理解をいただきたいなというふうに思います。それから、三か月なぜ掛かるのかと、どうして時間がそんなに掛かるのかということに関しましては、これは私もいろんな思いがありますけれど、それを検察に、やっぱり検察当局と法務大臣というのは一定の距離があつて、緊張関係の中で存在をし続けなくちゃいけないと思つていますので、そういうことを私がコメントすることはかえつていろんなあらぬ事態を推測させたりすることもありますので、やはりそこは、検察の一つ一つの判断については法務省が一つ一つ指摘をするというようなことは避けたいなというふうに思つているところです。

○鈴木宗男君 大臣、ならば、法務大臣として検察に聞いてください、何ゆえに三か月掛かるのかということ。いいですか、何ゆえに三か月掛かるのか。あわせて、過去の静岡地裁の判決から、九年前の、東京高裁の判決に至るまでの経緯の中で、先ほど大臣はその新たな証拠という話あつたけれども、君らは君らの職責を果たすべく、私は法務大

臣として信頼しているけれども、逆に、先の見通ししつかり持つてやつていいのかどうか。

同時に、袴田さんの人権についてどう考えているのか。これは、大臣と検察の信頼関係の中で話するのは何でもないことなんです。しかも、何も公の公開討論するわけじゃないんですから。ここは、大臣、聞いて、私は是非とも次の委員会で報告をいただきたい。何ゆえに三か月も掛かるのかということ。特別抗告もしないのに、なぜ三か月という頭から期間が、時間があきなのか。これだけは是非とも国民に、私は、証明という公開示というか、明らかにしてもらいたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 私も本当に、一国民であるならばお尋ねしたいと思つています。ですけど、法務大臣としてそれを何ゆえだということを開くこと自体がある種の政治的な圧力というふうにつまえられかねないお話を私は抱いておりますので、そこは差し控えたいなというふうに思つています。

○鈴木宗男君 大臣、何で圧力になります。三か月という期間がなぜ必要かというのは説明受けて当たり前じゃないですか、大臣として。これ、委員の先生方、どうです。なぜ三か月掛かるんだというのは説明受けて当たり前じゃないですか。それが何で圧力になります。いや、どうです。弁護士の方もおられるけれども、三か月という期間設定した、それを聞くことによつてそれがなぜ圧力ですか。しかも、何か人民裁判やるわけじゃないんですから、立場で、法務大臣だ、そして検察は検察の立場持つていられるわけですか、ここは、大臣、もう少し真摯に考えていいんじゃないでしょうか。

あと、あわせて、時間がないから言いますけれども、袴田さんという方の人生は台なしになつてしまつたんですよ。私は、起訴した検察官にもこれ責任負わせる義務があると思つていますよ、道義的にも。黙つて放つておく話じゃないと思つていますよ。

大臣、結果が出たとき、当時起訴した者、あるいは九年前、静岡地裁で特別抗告した者、それなりに私は社会的な責任取らせるべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 結果がはっきりした段階においては、なぜこのようなことが行われたのかということについては十分検証をなされるべきだろうと私は思つております。

○鈴木宗男君 大臣、私は前の委員会でも言つたけれども、最近の法務大臣としては、齋藤大臣は、私は光るものがあると思つていんです。秀逸だと思つていんです。だからこそ、是非とも公明正大に堂々と、やはり、今国民の思ひはどこにあるか、間違いなく今国民は、検察が特別抗告しなかつたというこの一点だけでも、袴田さんかわいそうだと思つていんです。本当に、私は、その検察の人に、是非とも、その三か月と言つた検察官に、おまえ、半世紀の人生どうするんだ、自分の立場に置き換えてみると、こう言いたいですね。

そういう意味でも、齋藤大臣、私はこの通常国会中、この問題だけはしつかり、なぜ三か月か、私は問いただしていきたくて、こう思つていますので、よろしくお願ひします。

○福島みずほ君 立憲・社民の福島みずほです。まず、選択的夫婦別姓についてお聞きをいたします。

裁判官と検察官の旧姓使用の実態について資料をいただきました。お手元に配付資料があります。現在、男性の裁判官二千五百八十七、女性八百二十九、旧姓使用者、男性六名、女性百十八名。下に年度、このことがあります。旧姓使用をしている裁判官、増えています。それは、裁判官、もう結婚して長かつた方の方はもう変えたいとは思わぬいかもしませんが、これから結婚しようと思う人など、やっぱり旧姓使用をしたいと思つていると思つています。

この旧姓使用の実態について、最高裁、説明してください。

○最高裁判所長官(徳岡治君) お答え申し上げます。

旧姓使用をするか否かということにつきましても、個々の裁判官を含む職員の間にも異なることであるため、数の多少についての評価は差し控えていただきたいと思いますけれども、今後もし引き続き制度の周知等に努め、希望者が支障なく旧姓を使用できるよう配慮してまいりたいと思つております。

○福島みずほ君 女性の裁判官がもう百十八名になつてい、まあ男性もいらつしやるわけですが、これは本当に大きい。それだけ旧姓使用をしたいという人がいるんだと思つています。

○政府参考人(上原龍君) お答えいたします。検察官の数でございますが、令和四年三月三十一日時点で、男性検察官が二千四百六十六名、女性検察官が五百二十九名であつたと承知しております。また、そのうち旧姓使用している者の数については法務省として統計を取つていないため、お答えが困難でございます。

ただ、いづれにいたしましても、法務省においても希望者が支障なく旧姓使用ができるよう配慮することは重要だと考えております。そのため、今後とも希望者が支障なく旧姓使用ができるよう配慮してまいりたいと、そのように考えております。

○福島みずほ君 裁判所でできることがなぜ検察庁でできないのか。検察官が旧姓使用するには届出を出すという形を取つていられるんですか。

○政府参考人(上原龍君) お答えいたします。法務省におきましては、希望者が支障なく旧姓使用ができるよう配慮することが重要だと考えておりまして、例えば令和三年度でございますが、旧姓使用を希望する者がより速やかに旧姓使用ができるよう旧姓使用の手続を簡略化したところでございます。申出先を所属庁の長等に変更するということでございます。必要に応じ、手続の見直し等を図つているところでございます。

○福島みずほ君 いや、裁判所は旧姓使用の例について出してくれたんです。先週から言っているのに、検察官が出ない。

旧姓使用の実態、どれぐらいあっているか、やっぱり重要だと思うのですが、是非統計取っていただきたい。いかがですか。

○政府参考人(上原龍彦) お答えいたします。

旧姓使用するかどうかは、あくまで職員一人一人の婚姻関係等による身分変動の有無やその意思判断によるのでございます。そのため、旧姓使用者については、何らかの数値目標を設定したり、その目標の達成度合い等を確認したりする必要はないものと認識しております。

また、仮に旧姓使用等の動向について統計としての有用性を見出すとするならば、結婚、離婚、養子縁組の成立、解消等といったライフイベントが生じた職員数を統計的に把握し、これを分母とした割合を見る必要があると考えられますが、そもそも、法務省において職員のプライバシーに係る身分関係の変動を統計的に把握、管理、公表することが適当とは考えていないところでございます。

したがって、法務省としては、旧姓使用者数について有用性のある統計把握はできず、旧姓使用者数のみを統計として把握する必要も乏しいと考えております。

ただ、いづれにしましても、今後とも希望者が支障なく旧姓使用ができるように配慮してまいりたいと、そのように考えております。

○福島みずほ君 個人のプライバシーを聞こうとしているのではなく、裁判所は旧名併記をしている人がこれだけいますよと出してくれるわけですよ。検察官も、やはりこれ、選択的夫婦別姓が必要だと、旧姓使用している人がこれだけいるんだと。私、かつて同期の検察官で、名前を維持したために事実婚している人いましたよ、今どうされているかちょっと分かりませんが、やっぱり切実なんです。そういうデータを検察庁としても取っていただきたい、裁判所でできることが何で

検察でできないのかと思いますので、是非このデータ取ってくださいるよう強く要望いたします。次に、判決書における国の代理人である法務大臣の名前についてお聞きをいたします。

これ、かつて、女性の法務大臣二名、判決書見たときに、えっ、こんな法務大臣だったかと私は一瞬思っ、次の瞬間、ああ、これ戸籍名だと思っただけです。

現在では、大臣ごとに異なるけれども、大臣の名前の使い方についてはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(黒田秀郎君) お答え申し上げます。

先生お尋ねの国務大臣の名前につきましては、現在、国務大臣の任命及び政府代表等への任命行為を除きまして、国務大臣から内閣総理大臣への申請があれば、閣議口頭了解及び官報公示を行うことによつて戸籍上の旧姓を使用することができ、そのような取扱いとなっております。

○福島みずほ君 旧姓使用をしている国会議員、女性も多いです。大臣になつて戸籍名で判決書に

なれば、やっぱりこれ誰だっけという、誤植じゃないかというぐらい思うわけです。今、大臣は言えば変えることができるということなんです。かくかくさように旧姓使用の必要性も高いし、だからこそ選択的夫婦別姓の必要性も非常に高いというふうに思います。

企業における旧姓使用の実態ですが、連合の調査では、通称使用は四〇%、部門によっては、運輸、郵便では二五%程度です。一般企業、やっぱりまだまだ使えないんですね。何様のつもりじゃ、結婚して姓を変えたんだから姓を変えなさいって言われるんですね。これほど低いんです。みんな苦労しています。

今日、男女共同参画局に来ていただきました。どう把握されていますか。

○政府参考人(畠山貴晃君) お答え申し上げます。政府は、これまで二十年以上にわたり、婚姻に

より姓を変えた方が不便、不利益を被ることのないよう、旧姓の通称使用の拡大に取り組んでまいりました。

一方で、旧姓を通称として使用する限界については、男女共同参画会議の下の計画実行・監視専門調査会の有識者委員から、例えば、本人だけではなく、企業、行政にとつてもコストや事務負担が大きく経済的にマイナスである、あるいは、パスポートは旧姓併記が可能となつていますが航空券やビザは戸籍名なので現地で混乱するなど、海外での仕事や生活に支障があるなどが指摘されているところがあります。

○福島みずほ君 今、銀行、ゆうちょ、まあ、ゆうちょなどですが、戸籍名でないと口座は開けないという実態があると思いますが、それについて説明していただけますか。

○政府参考人(畠山貴晃君) お答え申し上げます。

各企業の統一的な状況については必ずしも現在把握しておりませんので、お答えできる材料がお待ちしております。恐縮でございます。

○福島みずほ君 パスポートの電子データは登録姓なので、これが困ると。つまり、まさにチケットや航空券は旧姓なのに、パスポートは、実は電子データは戸籍名ですから偽装パスポートじゃないかとか、本当に夫婦別姓を強制している国は日本だけですから、海外に行ったときにもうこれ理解できないんですね。もう本当にみんな困っています。

これは伝聞で聞いたことですが、紛争地に行くときに離婚すると。つまり、違うパスポートじゃないか、偽装じゃないかとなる身の危険があるので、そのたびに離婚しているという話も聞きました。選択的夫婦別姓が実現していない。

これは本人から聞いた話ですが、例えばカオルさんというふうな男女共にある名前がある、ミスホもそうですが、で、別姓を望んでいたけれども、実現しないので、やむなく結婚して、そうすると同姓同名が二人家の中になつてし

まった。何とか乗り越えようと思つたけれど、税金の申告、いろんな点でもう大変で、やっぱり何年もたつて二人で話して妻の側が下の名前を変えた。気の毒だと思えます。つまり、名字も変えたし下の名前も変えざるを得なかった。これ本当に、何か、私つて何じゃないけれども、これつて選択的夫婦別姓を待ち望んでいたカップルの話なんです。

大臣、法務省は法制審議会でずっと長く議論し、一九九六年答申を出し、パンフレットも出しました。当時、もう子供の氏も戸籍もできるだけ余り動かさないという形で方針も出ているんです。これだけ困っている。みんな働いて、働く人も多いし、生活をする中で困っているし、これだけ裁判官もいろんな人たちも旧姓使用しているんです。だけど、民間企業では旧姓使用がなかなか認められない。もうみんな苦しんでいます。どうですか。

○国務大臣(齋藤健君) 令和二年の十二月に閣議決定をされました第五次男女共同参画基本計画は、婚姻により改姓した人が不便や不利益を感じることをないよう引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むという方針が盛り込まれていて、今政府においてはこの方針に基づいて取組を進めているということです。

もつとも、今、法案の提出に向けての法制審議会の答申を踏まえた改正案があつたというお話をされました。これについても、結局のところ、国民の間に様々な意見があつて、当時の政権内においても様々な意見があつて改正法案の提出にまでは至らなかつたということがございました。

それで、現状においても、やはり夫婦の氏の在り方についてはまだ様々な意見があるのは、おっしゃるような意見もあるし、そうじゃない意見もありまして、今後とも国民各層の意見や国会における議論を踏まえてその対応を検討していく必要がある、そういうテーマだと思っております。

○福島みずほ君 通称使用が限界があるんです。さっき言ったように、もうはつきりしている

と思います。

私は、一九八八年十一月二十七日、戸籍名を強制しないほしい、国立大学の教授がそういう裁判を起こす代理人の一人で、とつても時間が掛かりました。本当に大変です。どれだけ大変か、名前のことで、ということをお本に思っているんです。いまだに民間企業で使えないことがある。登録使えないところがある。本当に、というか、銀行口座の開設が難しかったりですね、銀行によつては、大変なんです。パスポートもこれ実際は困難です。こんな中でみんな苦労している。男女共同参画とこれはもう反しているというふう

に思っています。

いろいろな考え方はあるでしょう。でも、大臣、どうですか。同姓の人は同姓でいいんです。別姓を望みたい人が別姓なんです。さっき言った力オさん同姓が幸せになって、ほかの人に何か迷惑があるんですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 繰り返しになりますけれども、いろんな意見があるということでありまして、賛成、反対の立場それぞれから御意見をいただいているところでありまして、そういう状況の下で、例えば子供の氏をどのように定めるかという問題ですとか、家族の一体感ですとか、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮する必要があるとか、様々な意見がまだ現実にございます。

したがって、国民の理解が今すぐこう行くんだという形で十分に得られているとはちょっと感じられない状況なんだろうと私は思っておりますので、しっかりと議論を深めていくことが大事かなというふうに思っています。

第三部

法務委員会会議録第八号

令和五年四月十八日

【参議院】

のままとする、もう一九九六年、法務省出しているんですよ。何でそれができないのか。齋藤大臣のときにやってくださるよう強く求めます。

次に、LGBTQの問題について質問いたします。

日本は拷問禁止条約を批准していません。拷問、これ絶対にあつてはなりません。

自民党の性的マイノリティ特命委員会は、二〇二二年七月、同性愛の多くは治癒可能と発信している八木秀次氏を招き、最近の学説では性的指向は後天的だというのが有力、虐待や環境との関係があるのではと述べたと報じられています。

一方で、国連の拷問禁止メカニズムは、同性愛を治療するような行為、コンバージョンセラピーを、拷問や残酷で非人道的な、あるいは品位を傷つける行為に等しいと判断をしています。また、三月六日、参議院予算委員会で岸田総理は、石川大我委員がこの自民党特別委員会で同性愛の多くは治癒可能と発信している識者をお呼びにいたしました。御指摘になられたような考え方は持つておりませんと答えておりました。

しかし、このような勉強会があつて、治癒可能だという議論をやつたということに、当事者、そして私たちみんな、本当にショックを受けています。治癒可能じゃないでしょう。そういう問題でなくて、本当にその人の性的、その人自身のことなんです。ですから、しかし、自民党内でこの議論を行った委員会が拷問に等しい行為をよいかのように議論したかのように思われることに對する処分も問題も共有もされておられません。これは極めて問題です。

法務省人権擁護局の性的指向、性自認に関するホームページは、これまでこの委員会で議論されてきたとおり、今、内容が非常に少なくなつています。掲載内容を検討されているということですが、まかり間違つても拷問のような非人道的行為の実施が今後議論されることのないよう、法務省人権擁護局のホームページに、性的指向や性自認

を治療しようと試みる健康療法、コンバージョンセラピーは拷問や残酷で非人道的な、あるいは品位を傷つける行為であり、行つてはならないと、国連の見解も含めて明記すべきだと考えます。そこに戻つてはいけないうし、それは拷問なんだということをお日本政府としても明らかにすべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 法務省は、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現を目指して各種人権擁護活動を行つてきています。性的マイノリティの方々もそうでない方々も、自己の性の在り方について、自己の意思に反し、第三者によつて変更を強いられるようなことはあつてはならないと認識をしています。多様性を尊重することの重要性について国民の理解を得られるよう、引き続き人権啓発活動を推進してまいります。

御指摘のように、性的マイノリティは治療によつて治すべき、こういう見解は取つておりませんので。

○**福島みずほ君** しかし、こういう議論があつたんですよ。だから、当事者たちはショックを受けます。だから、当事者たちはショックを受けます。私も極めて問題だと思つています。それは違うぞということをお法務省として明らかにすべきではないですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 我々は、見解は取つていないというふうにごで申し上げているわけでありまして。

○**福島みずほ君** 見解取つていないということをおホームページで書いてらっしゃいますか。書いてください。

○**政府参考人(鎌田隆志君)** 法務省の人権擁護機関が実施している人権相談、調査救済活動においても、相談にいられた性的マイノリティの方々に対し治療が必要であるといったような助言は行つておりませんし、また性的マイノリティは

後天的なもので治療が必要であるという内容の人権啓発活動も行つておりません。

法務省の人権擁護局のホームページの内容については随時検討しております。委員御指摘の点についても今後踏まえた上で内容を検討してまいります。

○**福島みずほ君** だったら、本当にこういうことも書いていただきたいと思つています。

四月二日のイギリスのガーディアン紙は、杉田水脈議員の生産性発言や、神道政治連盟で配付した冊子に同性愛は依存症と書かれていたことが取り上げられていました。四月十二日のワシントン・ポストの見出しは、日本はLGBTQの人々に敵対的から始まつていました。日本の政府・与党の過去の行いが海外から検証され始めています。

ですから、政府はいつも不当な差別があつてはならないと言つても、だとして、しっかりと、G6とE.Uから書簡が来ているように、差別を法で明確に禁止し、当事者を保護すべきだと考えますが、法務大臣、いかがですか。

○**国務大臣(齋藤健君)** 様々御指摘をいただいているのは十分承知をいたしていただいております。

杉田水脈さんの発言についてもありましたけど、我々としては、特定の民族や国籍の人々を排除するような差別的言動はあつてはならないというふうにご認識をされているわけでありまして。

その上で、やはり、性的マイノリティの方々については、社会生活の様々な場面において課題が生じているというの、これ現実なんだろうと思つておられます。その課題は、公共施設ですとか、医療ですとか、就業ですとか、学校ですとか、社会福祉等、こういった様々な場面で、どのような配慮が合理的かですとか、それから、いかなる整備をなすべきかとか、差別や偏見を解消するための教育や啓発はいかにすべきかなど、極めて多岐にわたつておられるわけでありまして、関係各府

省がしっかりと横断的に連携を取りながら、個々の問題にしっかりと対応していくということが大事だろうというふうな思っています。

繰り返しになりますが、法整備に関しましては、その在り方も含めて様々な御意見があります。現在も、現時点において議員立法として議論が続いているということをご承知しておりますので、法務省も関係府省の一つとして、こうした議論をしっかりと注視をしていきたいというふうな考えであります。

○福島みずほ君 差別禁止をして何が問題なのか。

LGBTに関する条例を持っている六十九の自治体の中で差別を禁止しているのは六十五の自治体です。東京都などもはっきり規定しています。東京、三重、鳥取、秋田、埼玉で差別が禁止されています。アイヌ新法も差別を禁止している。男女雇用機会均等法で雇用における性差別が禁止されています。障害者差別解消法で障害による差別も禁止されています。また、部落差別解消法では、部落差別はあってはならないという条文がはっきりあります。

パートナーシップ条例で差別禁止をして、LGBTに対する差別を禁止して何か問題があったんではないか。あるいは、この共生に関する部門で差別禁止でやって何か問題があったんでしょか。今日は内閣府から自見政務官に来ていただいております。いかがでしょうか。

○大臣政務官(自見はなこ君) お答えいたします。

お尋ねの差別を禁止する条項があることによる問題の意味するところが明らかでないことから一概にお答えすることは困難ではございますが、私たちの所管しております障害者基本法におきましては、第四条において障害者に対する障害を理由とする差別の禁止に定められており、この基本原則を具現、具体化するものとして障害者差別解消法が制定されております。

また、内閣府におきましては、障害者差別解消法に基づく政府全体の方針である基本方針を定め、関係省庁と連携しながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めてきたところでもあります。

また、アイヌの施策推進法におきましても、同法第四条におきましてアイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めており、これに基づき、アイヌ文化に対する国民の理解の促進や人権教育の推進など、差別の解消に資する施策を推進しているところでございます。

内閣府におきましては、関係省庁と連携しながら様々な課題に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 障害者差別解消法などやっばりその推進する方向になっていて、差別禁止とやっばり何も問題ないんですよ。パートナーシップ条例がここまでできて、差別禁止でやっばり別に問題ないんですよ。そのことが、例えばインクルーシブ教育がどうかとか、その都度いろんな議論をして、差別をなくす方向で議論すればいいじゃないですか。誰だって、差別は禁止すべきだ、差別はあってはならないと思っております。だとすれば、ほかの法律で差別禁止とやっばり何問題がない、パートナーシップ条例も差別禁止と規定している、問題が起きていない。だとしたら、何でこのLGBT差別禁止法ができないのかと思えます。

去年のドイツの共同コミュニケでありまして、今度、広島サミットがあります。繰り返し言いますが、同性婚認めておらず、差別禁止法を持っていないのは日本だけです。日本の異常性や、ないというのがここまで議論になっている。先ほども言いましたが、この自民党の中で、限られたものかもしれないですが、やはり治療可能なマイナーな議論があったということが本当に衝撃を与えています。まさに差別禁止法が必要じゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(齋藤健君) もうこれも繰り返しになつてしまふんですけれども、国民の間でも様々な意見がある中で、今議員立法に向けて議論が進んでいる段階でありますので、その議論の行方を注視していきたいと思っております。

○福島みずほ君 国民の中にいろんな意見があるからこそ、自民党の中にいろんな意見があるからこそ、理解していない人がいるからこそ、差別禁止法を作るべきだと思います。いろんな意見があったって差別は駄目なんです。禁止法を作ったところで何も問題ないんですよ。

最後に一言。日本人男性と海外で結婚したアメリカ人男性が、日本に滞在できる在留資格を認めないのは憲法違反として国に定住者資格などを求める訴訟で、そのさなかの二〇二三年三月十日、特定活動の資格が東京出入国在留管理局から許可されました。これ、本当にほかの場合にも及ぼしてほしい。いかがですか。

○国務大臣(齋藤健君) お尋ねの日本人との同性パートナーである外国人の在留資格の対応につきまして、私も入管庁から報告を受けております。

ただ、その詳細は個別具体的な事案でありますのでお答えは差し控えますが、一般論として申し上げれば、同性婚の当事者がいずれも外国人であつて、その双方の本国で有効に同性による婚姻が成立している場合には在留資格は認められているわけですね。

その上で、それ以外の場合であっても、外国人から在留申請があつた場合には、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等、具体的な申請内容を踏まえまして、いかなる在留資格を認めるかを個別に判断しており、今後も同様に個別にしっかりと判断していきたいと思っております。

○福島みずほ君 第一号が出たので、これが本当に一般化して広がるように思います。

実際、外国で結婚して日本に来たけれど、その相手が日本にいられないので帰ってしまうという

例もあるんですね。こんなことやっていたら、若い人たちが、日本じゃなくてデンマークやいろんな国に住みますよ。もうそういう人たちがたくさん知っています。もつたいないですよ。日本で暮らせないんですよ、好きな人と一緒に結婚しても日本で暮らせないんですよ。こんなのはもうやめていただきたい。私は同性婚認めるべきだと思いますが、是非、特定活動ビザを一般化してくださるよう強く求めて、質問終わります。

○委員長(杉久武君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木宗男君が委員を辞任され、その補欠として石井苗子君が選任されました。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

まず、昨日、本委員会の理事、オブザーバー理事、そして希望する委員のメンバーで名古屋入管のビデオを視聴をいたしました。私自身も初めて視聴をいたしました。改めて、ウイシユマさんに心から哀悼の意を表したいと思えます。

入管収容施設に収容されている方が亡くなられるということはあってはならないというふうな思っています。

視聴した私自身の感想といたしましては、個々の職員がそれぞれしっかりと対応されていたという印象を持ちました。職員がしっかりと付き添っているという印象も持ちました。一方、もつと早く適切な医療につなげられなかったのかという医療の制度面であつたり体制面、こうしたところに課題があつたようにも思いました。

私も前職としては医療NGOで外国人に対して医療活動なんか提供してきた立場からすると、例えば、コミュニケーションを、言語の問題ですけれども、どう取っていくのかですとか、また休日のときの医療の対応であるとか、また医師の不在時のオペレーションであるとか、また医師が不在

であったとしても看護師等のそういう別の医療メ  
ンバーでの対応とか、いろんなことは課題として  
浮き彫りになっているような内容のビデオであっ  
たなというふうに思いました。

現実には、法務省としては調査報告書に基づきま  
してこうした点について改善策に取り組んでいる  
というふうにご承知しております。先般も改善策の  
取組状況について新しい取組を含めて報告があつ  
たところでありましてけれども、改めて、何がどう  
改善されたかという点、特に医療面についての改  
善点について伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(西山卓爾君) 入管庁におきまして  
は、名古屋局における死亡事案の発生後、同様の  
事案を二度と起こさないという強い決意の下、調  
査報告書における指摘や医療体制強化に係る有識  
者会議の提言も踏まえ、各官署における医療体制  
の強化に取り組んできたところでございます。

このような取組を進めた結果として、事案が発  
生した令和三年三月以降、新たに名古屋局など四  
官署において常勤医師が確保され、医師以外でも  
常勤看護師や常勤薬剤師が多くの官署で増員され  
るなどしており、各官署の医療体制は着実に強化  
されております。

また、新規入所者の原則全員に対する健康診断  
の実施、医師の所見等を踏まえ迅速な仮放免判断  
等を行うことなどを定めた新たな仮放免運用指針  
や、夜間、休日等を含め救急対応を要する案件の  
判別条件や各職員の役割等を明確化した救急対応  
マニュアルの作成、医師の診療時における通訳人  
の手配など、被收容者の体調等を確実に把握して  
適切な対応を行うための取組についてもこれらに  
沿った運用が浸透してきているところでございま  
す。

外部医療機関との連携につきましても、地域医  
療機関等とのコミュニケーションを積極的に図  
り、当庁の業務に御理解いただくとともに、外部  
病院連行等への御協力をお願いする取組を続けて  
いるところでございます。

引き続き、入管收容施設における医療体制の一  
層の強化など、被收容者の命と健康を守るための  
適切な医療の提供に努めてまいりたいと考えてお  
ります。

○谷合正明君 来週また本委員会の理事メンバ  
ー中心に現地を視察するということになっておりま  
すので、しっかりと状況を確認させていただきた  
いというふうに思っております。

それでは、用意していた質問の方に移りますけ  
れども、技能実習制度について伺いたいと思いま  
す。

外国人技能実習制度については、これは一九六  
〇年代後半の海外の現地法人の社員教育としての  
研修制度、これが評価されて、これが土台になり  
ながら一九九三年に創設されたということであり  
ます。

趣旨としては、我が国で培われた技能、技術又  
は知識を開発途上国・地域等へ転移することに  
よって当該地域の経済発展を担う人づくりに寄与  
するということを目的としているわけでありま  
す。

現にもう、ちよつと年によつて統計的な数字変  
わるかもしれませんが、二十五、六万人の方がこ  
の技能実習の制度に基づいて年間であらうしやる  
と、現には人手不足分野の労働力を支えています  
し、現実には人手不足分野の労働力を支えている  
という面もございまして。しかしながら、この制度  
の趣旨というものは一貫して変わっていない、国  
際協力の推進というものは変わっておりません。  
そこで、まず大臣にお伺いしますが、この技能  
実習制度が果たしてきた役割とまた課題について  
どう認識されているのかについてお伺いしたいと  
思います。

○国務大臣(齋藤健君) 技能実習制度は、技能等  
の移転を通じた国際貢献、これを目的とする制度  
でありまして、これまで多くの外国人や企業に活  
用をされてきております。他方で、一部の受入れ  
企業等におきましては、労働関係法令違反等の問

題や技能実習生の失踪等の問題も生じています。  
このような状況を踏まえまして、技能実習制度  
につきましても、現在開催されている技能実習制  
度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議  
において、制度目的と実態を踏まえた制度の在り  
方、外国人が成長しつづつ中長期に活躍できる制度  
の構築、転籍の在り方などの論点について御議論  
をいただいているところであります。

こうした課題や論点を踏まえて、有識者会議で  
の御議論を見据えつつ、関係省庁とも連携しなが  
ら、政府全体でしっかりと今後の技能実習制度の  
見直しについての検討を行ってまいりたいと思っ  
ているところでございます。

○谷合正明君 今大臣の方から言われましたが、  
先日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に  
関する有識者会議によりまして中間報告書のたき  
台が提示されたというところであります。

報道ぶりは一斉に、技能実習制度の廃止の方向  
性が示されたというところが出ております。人  
材確保も制度目的に加えるという方向性でありま  
して、これはすなわち百八十度この趣旨が変わつ  
てくるということでございます。抜本改革を行つ  
て、時代に合せてこの制度、また実習生の保護  
ですとか外国人共生、これを確かなものにしてい  
くということも私も賛成をしております。

一方で、廃止して新たな制度を設けるとしたと  
して、実際、現実にどう中身が変わっていくの  
か。看板が変わって中身が微修正であれば、本当  
に課題が克服できるのだろうかという問題意識を  
持つておりまして、大臣としてはなかなかすぐに  
このたき台についての評価というのはお答えで  
きないかもしれませんが、今回注目を集めている  
このたき台でもございまして、中間報告書の  
たたき台が示されたことの受け止めをまずお願い  
したいというふうに思います。

○国務大臣(齋藤健君) 先日の有識者会議におい  
て提示された中間報告書のたき台では、技能実  
習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とす

る新たな制度の創設を検討すべきと、そういう大  
きな方向性が示された上で、現行の技能実習制度  
の果たしている役割や効果を評価する御意見も踏  
まえて、技能実習の受入れ実態に即して人材  
育成機能は維持しつつ人材確保も制度目的に加え  
ること、それから、職種は特定技能の分野にそ  
え、外国人がキャリアアップしつつ我が国で修得  
した技能等を更に生かすことができる制度とする  
こと、それから、転籍制限については限定的に残  
しつつも従来より緩和を図ることなどが示されて  
おりまして、中間取りまとめに向けて引き続き有  
識者会議において御議論いただく予定となつてい  
ます。

もつとも、同会議においてまさに御議論いた  
だしている段階でございますので、現時点において  
法務大臣としての考えを述べることとは適切では  
ないと思っておりますのでお答えを差し控えたいと  
思いますが、いずれにしても、私としては、引き  
続き中間取りまとめに向けて実りのある議論がな  
されることを期待しているところでございまして  
す。

○谷合正明君 それで、我が国の労働力の担い手  
といたしまして、この外国人の労働力というのは  
今後将来的に避けて通れない論点という課題だ  
と思っております。技能実習や特定技能に限ら  
ず、例えばサービス業が支えられている実態とか、  
そういった面についてもよくよく実態をよく踏ま  
えていく、改善すべきところがあればしていくこ  
とも必要だということも思っております。

有識者会議では技能実習と特定技能の両制度を  
議論をしているわけでありましてけれども、今申し  
上げた留学生の資格外活動では、これは技能実習  
の数よりも現に多い留学生がこのバイト等で、就  
労というんですか、バイトの中で仕事をしています  
わけでございます。長期トレンドリといたしまし  
ても、この留学生によりまして資格外活動の支えとい  
うのが、これが増えてきているわけですね。  
もちろん、本来の在留資格の活動を阻害しない

範囲内で相当と認められる場合にこの報酬を受ける活動は許可されるわけでありますから、その範囲内ではいろいろな仕事をするとか、また、例えば日本の文化とか、いろいろ日本語を勉強する、そういう機会を得ていくということは当然だと、私、あつてしかるべきだと思っておりますが。

やはり、現実には留学生を受け入れるという目的としては、実際は働くことがありきの面の中にもあるのではないかと、いうふうにも指摘されておりまして、ここで政府の方に、留学生によります雇用の実態であるとか課題についてどう認識しているのかについてお答えしていただきたいというふうにも思っております。

○政府参考人(西山卓爾君) 留学生の資格外活動許可につきましては、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲でアルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより学業の遂行に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として一定の範囲内で就労活動を認めているところ、違反する者が少なからず存在いたしております。

留学生の資格外活動における週二十八時間以内の遵守について、教育機関に対して留学生の指導をお願いしていますが、入管庁として留学生の個々の資格外活動の就労時間等を常時把握できるような仕組みとはなっておりません。

このため、入管庁では、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出によって雇用主、雇用開始時期等の情報を把握し、これを基に、必要に応じて雇用主に稼働状況を照会するなどして留学生の資格外活動の状況の把握に努めております。その上で、条件に違反して長時間にわたりアルバイトに従事していた留学生に対しては在留期間更新不許可処分等を行い、厳格に対処しているところでございます。

入管庁としては、引き続き関係省庁とも連携し、留学生の資格外活動の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○谷合正明君 資格外活動の適正化ということでしっかりとやっていただきたいんですが、やっぱり実態が分からない限りはどうか対策を講じていくべきか分かりませんが、関係省庁とよく連携しながら、まずは実態面を把握できる仕組みをしっかりと整えていただきたいというふうにも思っております。

二十八時間ももう少し延ばしてほしいとかいう要望があることもよく承知をしております。私は、その論よりもまず決められたルール、これがしっかりと守られているのかどうか、これをよく見ていく必要があるんじゃないかというふうにも思っております。

それから、大臣の方から先ほど、たつき台の中で失踪という問題が指摘されているという話もございました。改めて技能実習制度の方の話に戻りますけれども、失踪というのは大きな課題だというふうにも思っております。コロナ禍で統計的なちよつと変化はあるのかもしれないけれども、失踪件数がこれよりはトレンド的には増えていると承知をしております。

まず、実態を伺いたいと思っております。この失踪件数であるとか、また失踪が起きている具体的な分野、職種、これどが多いのか、この点についてまず事実をお知らせしていただきたいというふうにも思っております。

○政府参考人(西山卓爾君) 令和四年における技能実習生の失踪件数は九千六人でありまして、失踪件数が多い職種は、多いものから順に、建設関係のとびが千七百八十五人、農業関係の耕種農業が七百七十九人、建設関係の建設機械施工が六百六十六人となっております。

○谷合正明君 それで、技能実習生が後に失踪して、それから難民認定申請に及ぶ例もございませぬ。その難民認定申請者の中で実習生がどれだけのいるのかと。また、実際認定されたもの、あるいは人道配慮で認められたもの、こうしたことについて統計的な数字があれば教えていただきたいと思

います。

○政府参考人(西山卓爾君) 令和四年の難民認定申請者のうち、上陸許可時の在留資格が技能実習であった者の数は七百二十九人でありまして、そして、令和四年の難民認定者のうち、上陸許可時の在留資格が技能実習であった者の数は八人。同年に、難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者のうち、上陸許可時の在留資格が技能実習であった者の数は八百六十二人となっております。

○谷合正明君 難民認定されたのが八名で、人道配慮八百六十二人ということで、ちよつともう少し具体的な背景を教えてくださいと思いたす。これ、ミャンマーとか、あれですかね、アフガニスタンじゃないか、ミャンマーとかの数字が多いということなんですかね、この年については。

○政府参考人(西山卓爾君) 難民認定申請は、もとより個人の意思に基づいて行われるものでございまして、申請の理由についてはもちろん個々によるものとは存じます。また、何かしら、例えば国籍であるとかの傾向については、当方としては何かしら分析できていますもの、ございませぬ。

○谷合正明君 もちろん、日本に入国した後に本国の情勢が大きく変わったという事はあり得るので、それはそれで受け止められるんですけども、必ずしも本国情勢が変わっていないにもかかわらず難民認定申請に及ぶという数もあるわけですので、この辺りが今後どうしていくのかということだと思っております。まず、今、失踪件数ですとか職種の問題を伺いましたけれども、改めて、その状況、どうしてこういうことが起きるのか、原因、また必要な対策について政府としてはどう捉えているのかについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西山卓爾君) 技能実習生の失踪原因を明確に特定することは困難な面もございまして、一部の実習実施者の不適切な取扱いや、当初

見込んでいた入国後の収入額等が実際と異なり、入国前に支払った費用を返済するため新たな就労先を求めるなどの技能実習生側の経済的な事情などがあり得るものと考えております。

こうした失踪の問題も含め、技能実習制度の適正化に向けて、平成二十九年十一月に施行された技能実習法の下、各種取組を進めてきたところでございます。

また、平成三十一年三月に技能実習PTが取りまとめた改善方針に基づき、実習実施者に対し、外国人技能実習機構が定期に行う実地検査に加え、同機構が失踪事案発生時に臨時の実地検査を速やかに実施するなどの施策を行ってまいりました。

さらに、令和元年十一月からは、失踪技能実習生の減少に向けた更なる改善方針として、送り出し国におけるブローカー対策を求めるなど二国間取決めに基づく対応の強化や、在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化などの施策を実施しているところでございます。

引き続き、制度を共管する厚生労働省や外国人技能実習機構等の関係機関とも連携しながら、技能実習生の失踪を防止するための対策など制度の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○谷合正明君 これは、送り出し機関であったり、技能実習生自身であったり、受入れ企業であったり、それぞれに課題がある、背景としてですね、あるわけでありまして、二〇一七年の技能実習法で不正、不法行為の排除に努めているところでありまして、新しい制度につきましても、しっかりとこれも問題解決につながるものでなければならぬということも当然でございませぬ。その点について指摘をしたかと思っております。たつき台、中間報告書のたつき台については、技能実習制度については評価するというのも、まず前提というか、評価する声もあつたということなんですか、今、この失踪件数が多い職種を、建設、とびであるとか農業、御紹介いただき

ました。逆に、こうした職種において、国際貢献という制度の趣旨や、あるいは賃金であるとか、キャリアアップであるとか、そういう意味で双方に、双方というのは技能実習生や受入れ企業双方にグッドプラクティスになる、そういうような事例というのはあるんじゃないか。あれば紹介をしていただきたいというふうに思っております。

**○政府参考人(西山卓爾君)** 入管庁におきましては、技能実習を行わせる職種、作業の事業を所管している関係省庁と連携し、技能実習計画の認定基準として、特定の職種及び作業に係る特有の事情に鑑みて、当該事業所管大臣が告示で定める上乗せ基準の設定、事業所管大臣が中心となつて構成される事業協議会の設置などの取組を実施しているところがございますが、まず、建設関係の職種に關しまして、具体的には、最も失踪数の多い建設関係職種では、失踪の原因ともなり得る報酬面のミスマッチを解消するため、仕事の繁閑により報酬が変動しない月給制により報酬を毎月安定的に支払うことなどを事業所管大臣が告示で定める上乗せ基準として定めております。

また、建設関係職種に次いで失踪者数の多い農業関係職種を所管する農林水産省におきましては、農業に従事する労働者については、農業がその性質上天候等の自然条件に左右されることから、労働基準法に定める労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されないという事にはなつておりますが、農業に関する職種の技能実習に当たっては、基本的に労働基準法の規定に準拠するものとすると、指導基準等を示し、労働時間について配慮するよう必要な指導を実施しているものと承知しております。

**○谷合正明君** 分かりました。具体的にこういうところではこういういい事例があるんだということも紹介しながら、不法な状況というものをなくしていくという取組も必要だというふうに思います。大臣におかれましては、

農林水産大臣も務められておられて、なぜこの農業分野にこうした課題が多いのかということももう熟知されていると思っておりますけれども、特定の職種に固まっているというのはいささか看過できないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、大臣にお願ひしたいと思いますのは、将来的に我が国の労働力不足が指摘される中、外国人労働力の確保について大臣の見解をお聞かせくださいというふうに思っております。

先日も、二〇四〇年に、企業などで働く担い手の不足が全国で千百万人余りに上るという予測が明らかになったところでございます。我が国の人口減少や少子化の問題の本質は、この担い手の不足、担い手の確保だとも言われております。

改めて、大臣の見解をお聞かせくださいというふうに思っております。

**○国務大臣(齋藤健君)** 外国人材の受入れに關しましては、現状、政府におきましては、専門的、技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資する、そういう観点から積極的に受け入れていく、それ以外の分野につきましては、日本人の雇用、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安など、幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討していく、こういう考え方に基ついて外国人材を受け入れているところでございます。

政府においては、このような基本方針に沿いまして、平成三十年の入管法改正において特定技能制度を導入するなどして、専門的、技術的分野の外国人の受入れを積極的に推進してまいりました。他方、留学生につきましては、学業を阻害しない範囲で学費等を補うことにより学業の遂行に資するという観点から、一定の範囲内で就労活動を認めているものであります。

また、技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力すること、これを目

的とする制度でありまして、労働力不足を補うものとはされていません。しかしながら、制度の実態として、委員御指摘の、外国人技能実習生が労働力不足を補う状況にあるという点についても十分認識をしております。

その上で、技能実習制度については、先ほど来お話ししております有識者会議において、問題意識を同じように持つて、人材育成機能は維持した上で人材確保を制度目的に加えた新たな制度の創設、こういったものを盛り込んだ中間報告のたたき台が示され、御議論をいただいているところであります。

整理して申し上げるとそういうことかなと思っております。

**○谷合正明君** 将来的には、この高度人材以外、その分野をどう確保していくのかということは喫緊の課題です。世界的に労働力獲得競争ともいえるべき中で、日本が必要な労働力を確保し続けるために、日本を選びたいと、そもそも、日本を選びたい、日本で働いてよかつたと、働き続けたいと実感する外国人労働者を増やしていくということが大事でありまして、そのためには、地域において、日本の地域において、各コミュニティにおいてどうやって外国人共生を図っていくかということも必要だということに思っております。こうしたことも今後の議論に深めていかなきゃならないと思っております。

そのことを申し上げまして、私の質問としたいと思っております。

**○加田裕之君** 自由民主党、加田裕之でございます。まず初めに、法務省で働きます男性職員の育児休暇取得のこととワーク・ライフ・バランスについてお聞かせしたいと思います。

当時、法務大臣を務めていらつしやいました森まさこ委員、当時の森まさこ法務大臣が男性育児一〇〇%目標宣言をしまして、男性職員の育児休

暇等の取得促進に向けた取組が強化されたことについてお聞かせください。

この取組を踏まえまして、法務省においては、平成二十八年に策定されましたアット・ホームプランが改定されまして、アット・ホームプラン・プラスワンが策定されたと思っておりますが、アット・ホームプラン・プラスワンに基づくワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組状況、それから、特に男性育児の取得促進に向けた取組の推進状況について齋藤大臣にお聞かせしたいと思います。

**○国務大臣(齋藤健君)** 法務省におきましては、令和三年に策定いたしましたアット・ホームプラン・プラスワンに基づきワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しているところであります。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組として、テレワークの活用等により働く場所と時間の柔軟化を推進、大臣答弁のレクチャーもウェブでやり取りしたりするケースも増えてきています。こういった取組のほか、業務の効率化、デジタル化の推進、勤務時間管理の徹底、全ての職員が家事、育児、介護等をしながら活躍できる職場環境の整備、年次休暇の取得促進と、取得が当たり前の職場づくり、こういった各種取組を進めているところであります。

また、男性職員の育児休業等の取得を強化するため、まさにここにおられる森まさこ元法務大臣の下で新たに始めました、全ての管理職員が参加するグループとしてのホーム・イクボスの結成及びグループごとの育児に伴う制度の勉強会、課題検討等の実施、育児に伴う休暇、休業の取得モデルの全職員への周知、管理職員による対象職員へのプッシュ型の取得勧奨の徹底についても、このアット・ホームプラン・プラスワンにおける法務省独自の取組として引き続き進めてきているところでございます。

男性職員の育児休業取得率の国家公務員にお

る目標が三〇%であるところ、令和三年度の法務省全体の男性職員の育児休業取得率は五九・一%となっており、目標値を大きく超えて達成をしているところであります。

引き続き、法務省一丸となって、全ての職員が生き生きと活躍できる職場環境の整備を進めてまいりたいと考えています。

○加田裕之君 ほかの省庁では三〇%、法務省では五九・一%と、大変高い私は成果を上げていると思うんですが、やはりこういうのも一朝一夕でできるものではなく、先ほど森まさこ法務大臣時代からのこういういろんな取組プランというものを、それをどんどん言わば継続していくということと、それからまた不断の見直しをしていくということ、そういうことがやはり私はこういう数字に出ているのではないかと思います。

折しも、こども家庭庁がスタートしまして、こどもファースト社会ということにあるんですが、それにはやはり、大人たちがこの働く体制というものを、そして育児取得の促進というものを、コロナでいろいろ、もちろんですけど、オンラインとかテレワークとかウェブ会議とかやれるようになりましてけれども、一方では、ちよつと今通常の日常が戻りつつ中で逆戻りする現象もちよつとあります。是非とも、そういうことについても、そういう揺り戻しというものがないように不断の見直しをしていただけたらと思います。これは要望しておきます。

次なんです、裁判記録の破棄の問題についてお伺いしたいんですが、まず、今議論されております有識者委員会の中においての報告書というものを、これ、報告書の最終的な作成、言わば発行元ですね、これは有識者委員会になるのか、それとも最高裁の事務総局となるんでしょうか、これについてまずお伺いします。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) お答えいたします。

ただいま私どもの方で調査検討を行っております。

すのは、最高裁事務総局として行っているもののごさいます。

公表を予定しておりますのも、最高裁事務総局としての公表を予定しているところのごさいます。

○加田裕之君 私もかねてから言っていますように、主権性を持つてということをやっています。是非、こういう言わば最高裁の事務総局ということを出されるということでありましたら、やはりこの保存とか記録の在り方とか、そういうことについても主権的に持つた形でされるものと期待しております。

次に、特別保存に付される重要な裁判記録が破棄されていることの部分について、最終的に有識者委員会の、最高裁の事務総局が出されます報告書、本来四月と言っておりますけれども、五月にずれ込むということとこの前お伺いしました。これはどういった理由なんでしょうか、お願いいたします。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) お答えいたします。

最高裁といたしましては、記録の保存、廃棄をめぐる一連の問題を重く受け止めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったか等について第三者の目から客観的に評価していただきながら、将来にわたって記録の管理の適切な運用を確保していくため調査検討を行っているところのごさいます。

委員から御指摘をいただきましたとおり、当初は本年四月頃をめぐりに報告書の作成、公表を目標としておりましたが、当初調査を予定していたものに加えて、なお調査を要する事項が生じたこともあり、必要な調査を遂げた上で分析、検討を行い、それを整理し、取りまとめるのに更に一定の時間を要しているところのごさいます。

このような状況の中で、分析、検討や取りまとめの内容について有識者委員に様々な観点から御

意見をいただくためには今後も十分に御議論をいただく必要があり、また、このような状況を踏まえ、報告書の公表時期について委員にお諮りしたところ、委員からは、十分に議論を尽くすという観点から四月の公表に必ずしもこだわらざるべきではないとの御意見をいただいたことから、五月中の公表を目指すということとしたものでございませう。

最高裁といたしましては、引き続き今後の記録の適切な保存の在り方についてしっかりと検討し、適切な運用につなげてまいりたいというふうにごさいます。

○加田裕之君 是非、もちろんスケジュール感ありきというものではあつてはならないと思ひますし、私はやはり評価しますのは、こういった中で、なお調査が必要ということについて追加していき、しっかりとそういう方向性を示していくということも大事だと思つております。

この中に、ちよつと通告はしていないんですけど、この中について、保存の場所とか仕組みとか、しっかりとその記録保存の在り方という部分につきまして考え方を示すということは予定されているんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) お答えいたします。

様々な面からただいま検討を進めておるところのごさいます。具体的にどうということについては、内容として盛り込むかということにつきましては、現在検討中のごさいますのでお答えは差し控えます。させていただきたいと思ひますが、委員の御指摘も踏まえまして、そういう視点もあるということには十分に理解しておるところのごさいます。どういう形でどういふものを盛り込んでいくかは引き続き検討していきたいというふうにごさいます。

○加田裕之君 是非、せつかくこれは最高裁事務総局が報告書を発行するというごさいますので、是非そういう部分につきましてしっかりと

た方針というものも、この記録保存の在り方という部分についての方針というものについて示していただけたらと思つております。

また、先般、質疑の際に、何らかの形で御遺族の方に御説明すると答弁されました。亀岡市の中江さんとか神戸市の土師さんがこれももう実際求めているんですけども、何らかの形でこれは御遺族の方に御説明することはあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) お答えいたします。

最高裁は、将来にわたつて記録の管理の適切な運用を確保していくため、現在、有識者委員の意見を伺いつつ、個別事案の調査あるいは全国調査等の各種の調査や問題点の分析等の検討を進めているところのごさいます。

それらの調査や検討の結果などにつきましては、先ほど御指摘ありましたように、報告書の公表というふうな形、報告書の中できちんと説明を尽くしていきたいというふうにごさいます。ところでございしますが、その報告の仕方、すなわち事件関係者の方を含めた国民の皆様に対してどのような形で御報告をさせていただくかにつきましては、検討内容を踏まえまして、裁判所として適切に対応してまいりたいというふうにごさいます。

○加田裕之君 今回こういう報告書というものができたということ、まあ今作成するというごさいます。そしてまた、今回、これ、御遺族の方にとりましては、本当にこの記録破棄されたということは大変ショックなことのごさいます。そのショックな中におきましても、なおかつこういう再発防止に向けて御協力をいただいていると。御協力をいただいた方に、やはりそういう御遺族の皆さんに何らかの私は説明をしっかりとさせていただきたいと思つております。

先ほど国民の皆様にと言われていましたけど、私聞いているのは、国民の皆様公表するというのは当たり前でありまして、なおかつ、今回のこ

の作成というものに当たって、それを発表するときに、この御遺族の、先ほど言いました中江さんや土師さんとか求めているこの御説明についてどういうふうに思われているのか、ちょっと再度答弁求めます。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) 答えました。

現在、必要な調査検討を進めているところであります。事件関係者の方を含めた国民の皆様に対する具体的な御報告の方法等について決まっていますものはございませんが、今後、検討内容を踏まえて決めていくことになるというふうに考えております。

裁判所といたしましては、しっかりと説明責任を果たす形で適切に対応してまいりたいと考えております。

○加田裕之君 今御答弁されましたように、しっかりと御遺族の皆様にも説明責任を果たしていただきたいと思っております。

続きまして、出入国在留関係のオンライン申請についてなんですけれども、オンライン申請につきましても、最も大きな問題点としては操作性の悪さというものがあります。

例えば、操作、書類の入力時に一時保存というのができないんですね。これは入管庁の実施したアンケート結果にも反映されておりまして、当該問題点は、アンケートが令和三年度を実施されておりまして、これ、しかもそれ以前から指摘されているんですが、現在も改善されていない状況にあります。

オンライン申請というのは、ブラウザを使用しウェブ上で入力していくか、あるいは用意されているエクセルで作成していく場合があります。さきの問題点はウェブ申請を指しておりますけれども、エクセルを使用した申請でもエラー表示が頻発し、分かりづらいというエクセルの使いづらさがあります。申請書への記載は、全角とか半角を含めて、正直 unnecessary 細かい、かな

り細かく指定されていますので、そのためエラーが頻発する状況にあります。

例えば、必要書類をPDFとして添付しておりますが、十メガバイトの制限がありまして、一ファイルまで、これはアンケートでも指摘の最上位に上っております。昨年四月に複数ファイルを添付できるようになりましたけれども、これはあくまでも追加という位置付けなので同時に添付はできず、翌日以降に電話、メールで問い合わせた上で追加資料はアップロードできないというのが現状でございます。

こういった使いにくさがオンライン申請の足かせとなつていると思うんですが、現状の御認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員から先ほど操作性についていろいろ御指摘いただきました。そのように使いづらさの問題が課題であると私どもも認識をいたしております。また、資料添付についても御指摘ございました。十メガバイト以内の資料をまず添付した上で、後日、追加の資料を添付するということになってございます。利便性の向上のため、必要書類の容量制限を見直すなどの改善が必要であると考えております。

これらの点につきましては、いずれもオンラインによる在留申請手続を推進する上で改善すべきであると十分認識しておりまして、必要な対応を行いたいと考えているところでございます。

○加田裕之君 是非対応をお願いしたいと思います。

次で挙げけれども、オンライン申請とそれから紙での申請の場合で申請書に記載する内容が異なることについて、申請において基本的な記載事項というものは同じなんですけど、オンライン申請の場合、記載すべき内容が紙で申請するよりも多くなっているんですね。オンライン申請によって過去の申請等とひと付けされたりすることによりまして、通常、大体こういうオンラインでやる場合とかでしたら、紙よりも大体オンラインでやる方

が減っていくことが本来の意味でありましたら考えられるんですけども、実際にはそうならない、反対に記載事項が多くなってしまうということが現状です。

例えば、紙の申請では不要である住民税の納税金額の記載、これは納税証明書等の請求で確認が発生し、現場での手続がかえって増えてしまっています。さらに、派遣先の雇用保険の適用事業者番号や、大卒の場合に不要であるはずの実務経験年数等です。

これらは、明らかにオンライン申請の推進、円滑化を阻害するような事例であると考えておりますけれども、御所見をお伺いします。

○政府参考人(西山卓爾君) これも委員御指摘のとおりでございます。住民税の納税金額など、紙の申請の場合には記載が不要な項目についてオンライン申請で入力項目となっている箇所がございます。

せめてオンライン申請の入力項目についても紙の申請項目と同じとなるよう、今後対応したいと考えております。また、過去の申請情報などを利用した入力の省力化もオンライン申請の課題の一つであると考えており、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○加田裕之君 次に、所属機関に関する届出なんですけれども、これは二〇一二年より開始した制度になっておりまして、中長期の在留者である者は、契約機関の変更事由が発生してから十四日以内に届出を入管へ行わなければならないとされています。当該届を怠った場合は刑罰を科せられることとなります。

所属機関に関する十四日以内の届出について、代理人による届出が窓口及び郵送では可能なんですけど、オンラインの場合ではできません。当該の違いについて入管に確認された方のお話によりまして、オンライン手続では本人が届出を行っていかないとしないためということでした。しかし、当該懸念点は郵送における手続でも同様であ

ると考えられますので、郵送では代理ができて、オンラインなら代理ができないという理由は理由にならないと考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 入管法十九条の十六に係る所属機関に関する届出につきまして、窓口又は郵送による提出の場合、中長期在留者本人が届出書に署名の上、届出を行う必要がありますが、その提出については本人以外の方が行うことが可能でございます。

オンラインによる届出につきましては、このような署名による確認が困難であるため、現状、本人による届出であることを確認するために、事前にオンラインによる届出に関する利用登録を行った本人以外の方による手続を認めておりません。

御指摘のとおり、窓口又は郵送による場合とオンラインの場合における手続の違いは、オンラインによる手続を推進する上で改善すべき点であると考えており、今後必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○加田裕之君 全ての人がオンラインで対応できるわけではないことから、代理人の存在というものもしっかりと加味して設計していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○委員長(杉久武君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田中昌史君及び佐々木さやか君が委員を辞任され、その補欠として吉井章君及び安江伸夫君が選任されました。

○川合孝典君 国民民主党の川合孝典です。本日もよろしくお願いたします。

私からは、今後参議院でも審議が予定されております入管法の改正法案について、今後審議をこちらで行う上での頭出しの意味も含めて、幾つか大臣に確認をさせていただきたいと思っております。

今回の法改正の中で一つ大きな論点になるであろうと言われているのが送還停止効の例外規定の導入ということでありますが、基本的な考え方をまず大臣にお伺いしたいんですが、難民認定手続において難民条約の規定が適切に適用されれば、本来国家の安全と難民保護の両立は可能であるという見解をUNHCRはお示しになっていらっしゃるわけですが、この指摘に対する大臣の御認識をお伺いします。

○国務大臣(齋藤健君) 委員の御指摘につきましては、保護すべき者を確実に保護しつつ、ルールに違反した者は厳正に対処すべき、そういうことが実現できればという恐らくことになってくるんだらうと思っています。

入管行政におきましては、退去強制令書の発付を受けた外国人による送還忌避、そしてこれに伴う長期収容の問題、これが生じております。これらは早期に解決すべき喫緊の課題だと認識をしております。他方で、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する、こういう制度の整備もまた重要な課題の一つであるというふうに考えています。

入管制度全体を適正に機能させ、保護すべき者を確実に保護しつつ、ルールに違反した者には厳正に対処できる制度とするためには、こうした現行入管法下の課題を一体的に解決する法整備、これを行うことが必要不可欠であると考えているところでございます。

少し先の話になるかもしれませんが、そこで、本法案におきましては、保護すべき者を確実に保護した上で、在留が認められない者については迅速に送還可能とする、長期収容を解消し、収容する場合であっても適正な処遇を実施する、こういう考え方の下、様々な方策を組み合わせ、パッケージで課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようというものであります。委員御指摘の趣旨は本法案において達成でき

るものと考えているところでです。

○川合孝典君 ありがとうございます。大臣の基本的なスタンス、もう一つ確認、これ通告していませんが、確認させていただきたいんですけど、国家国民の安全と難民保護は同時に実現できるものだと大臣は思っていますしやいますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 国家の安全というものはちよつと漠然としているわけがありますけど、その両立を目指してやっていくことだろうと思っています。

○川合孝典君 ともすれば、この問題に関しては、不法在留者の方による犯罪の問題ですとかというところも一部報道されたりしておりますので、いわゆるこの難民認定の議論といわゆる不法在留者の送還に関する議論等が混在して混乱してしまっているところが正直ございます。

したがって、この辺りのところをきちんと整理した上で議論を進めないと、誤った認識に基づいて二軸対立のようなことが生じるというのは不毛だと私は考えておりますので、この辺りのところも含めてまた法案審議の折には議論させていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。これは政府参考人にお伺いしたいんですが、今回、送還停止効の例外規定で、二回ということと回数制限をされるということになります。これは、これまでの間で、三回目以降の複数回の難民申請者で保護されるべき相当な理由がある資料の提出がない者は送還停止効の当然例外になることが考えられているわけですけど、実際、三回目以降の難民申請で難民認定された方についていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 三回目以降の難民認定手続により難民と認定された方は、令和三年まで存在しておりませんが、三回目の申請で認定された者が令和四年中に三件存在いたしました。なお、四回目以降の申請により認定された者

は存在いたしません。

○川合孝典君 ちなみに、この三件あったという三回目以降の認定者、国籍は分かりますでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 国籍については、個別の案件でもございますので、差し控えさせていただきます。

○川合孝典君 これは通告していませんでしたから、今お答えいただけないことについては了解いたしましたけれども、今後の議論の中では、当然、どの国の方かどのような形で認定されているのかということについて、当然議論の核心に迫る話でもありますので、情報の開示の仕方については是非これから御検討いただきたいと思えます。

ちなみに、では質問変えます。相当な理由がある資料の提出というのが難民認定を申請する上で必要だということなわけですが、では、この相当な理由がある資料とは具体的にどういうものを指しているのか、これについて御説明ください。

○政府参考人(西山卓爾君) 相当な理由がある資料、それもまた個別の案件に応じて様々かと思えます。個別事案ごとに資料の内容、あるいは申請者の本国情勢等の諸事情を考慮して判断するためには一概には申し上げられませんが、例えば本国情勢の変化等の前回処分後に生じた事情変更を示す資料などが考えられるところでございます。

○川合孝典君 では、例えばトルコ国籍を持つクルド人への現在の難民認定の対応状況というのはどうなっていますでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 難民の認定は、特定の国籍を有し、又は特定の民族に属することのみに基づいて判断しているものではありません。難民申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づいて認定すべきかどうかを個別に判断しているところでございます。

その上で、諸外国当局が参照している情報、いわゆる出身国情報によりますと、御指摘の方々に

関しましては、トルコ国内で国会議員、判事、閣僚、公務員などの要職に就いている方々も多数存在するなど、一律に迫害の現実的な危険に直面しているわけではないとの情報もあるものと承知をいたしております。

このような情報も踏まえながら、申請者の個別の事情を考慮して引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○川合孝典君 齋藤大臣、今の答弁お聞きになられて、すつと腹に落ちましたでしょうか。つまり、そういうことなんです。いわゆる国籍がどこなのかという話になったときに、恐らくですが、トルコ国籍を持つクルド人という方ははつきりしてはいますが、クルドの方であるのかどうかということも含めて極めて曖昧、それをどう確認するのかということも含めていわゆる審査が求められるということなんです。

したがって、日本のように島国で、当然、単一国家ではありませぬけれども、外国からの人の出入りというものが限られる状況の国と、大陸国家で国境を接していて、どこからでもいつでも移動ができるという国では当然状況が違います。

同時に、一つの国家であつても、その中に多民族、多民族が共存しているような場合、大臣御承知のとおり、アフリカもそうでありまして、国内で内戦が起こって当然迫害されている方もいらっしゃるわけですよ。

そういう方々をいかに速やかに、迅速に庇護すべきかと、庇護をどうするのかということのために、今回、入管法の改正と同時に外国人との共生社会の議論というものを前に進めようとして大臣おっしゃっているわけですから、今の西山次長の御答弁を聞いていただいたことにお感じになられるのか、少し御答弁いただければと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 御指摘、私もよく理解できます。まさに難民認定のこの難しさというものが

を象徴しているようなテーマになるんだろうというふうな思っています。

ただ、いずれにいたしましても、一つ一つ個人によって事情が違うというのは事実でありますので、その国の実情をしっかりと把握した上で個々の事情を照らし合わせて判断をしていくということに尽きるんだろうというふうな思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

西山次長に先ほどの答弁のことでちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、国の要職、議員や国の要職をしていらっしゃる方々等もおられて、人によって事情が違うからといったことをおっしゃっていましたけれど、そういった方がむしろ危ない可能性もあるわけですよね、政治家の方とかです。

ということなので、この辺りのところ、クルドの問題しかり、ロヒンギャの問題しかり、要は情勢が刻々と変化しているわけでありますから、正直、そうした状況が既にもう半年と言わずに前から生じている状況の中で今のような御答弁をされるようだと正直ちょっと心配になります。したがって、また機会を見付けてこの辺りのところは深掘りをさせていただきたいと思っておりますけれども、クルドの方がどういう取扱い、難民を申請された場合に、日本としてこのクルド人の問題とどう向き合うのかということについては、是非また聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

時間の関係がありますので、次の質問に移りたいと思います。

質問の四項目ということになります。これもUNHCRさんからの御意見ですけれども、難民申請者の存在が日本の国家や社会に対して及ぼす将来的な危険性が、当該難民が出身国に送還された際に直面する危険を上回ることを、そして、その上回ることをいわゆる難民認定の判断基準とすべきなのではないのかという、こういう指摘をUNHCRさんはしていらっしゃいます。

この指摘を踏まえた上で、今次改正で送還停止効に例外規定を盛り込んだことの意義、目的、これについて、概略で結構ですので、政府参考人、西山次長から御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(西山卓爾君) 現行法では、理由や回数を問わず難民認定申請中は送還が停止されることから、例えば、重大犯罪の前科がある者やテロリストであっても、また送還回避目的での複数回申請者であっても難民認定申請中は送還することができず、送還忌避目的の濫用が疑われる事例も存在するところでございます。

送還停止効は、難民認定申請中の者の法的地位の安定を図るために設けられたものでございまして。そのため、難民認定申請中であっても、法的地位の安定を図る必要がない者を送還停止効の例外とするには許容され得ると考えております。

そこで、本法案におきましても、既に二度にわたり外部有識者である難民審査委員の三人一組での審査を含む慎重な審査を十分に尽くして難民等の該当性について判断がされた三回目以降の難民認定申請者、それから、刑罰法令違反者の中でも相当程度刑事責任が重く、強い反社会性を示すことから我が国への在留を認めるべきではない三年以上の実刑に処せられた者、それから、外国人テロリストや暴力主義的破壊活動者等といった暴力的手段を用いて我が国の政府等を破壊しようとする者といった、難民等認定申請中であっても法的地位の安定を図る必要がない者については送還停止効の例外としたところでございます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

時間がないのでこれで最後にしたいと思います。不法在留者が、まあいろいろ議論が混線しているというのを先ほど申し上げましたけど、犯罪者がいわゆる不法在留者として日本の国内で存在している、この人たちをどう送り返すのかということも含めて今回の法律改正の対象とするということでありまして、実際問題、不法在留者が

日本国内で違法行為、日本の法律に抵触する行為を行った場合の取扱いについては、当然日本の国内法で裁かれることとなりますから、入管施設ではなくて警察、刑務所に入っただけというふうな理解してはいたしますが、これはこれで間違っていないと思います。

○政府参考人(西山卓爾君) ただいまの委員の御指摘からしまして、退去強制事由に該当する外国人が刑罰法令違反行為を行った場合をお尋ねと存じますけれども、その場合には刑事手続の対象になるものと認識しております。

○川合孝典君 我々も注意しなければいけないのは、そういった犯罪者の方々が送還忌避者として存在している、これを何とかしなければいけないという、要は、ある意味思い込みのようなものがあるわけでありまして、実際、そうした方々と難民を申請される方とは全く異質の存在であり、それが一つのいわゆる不法在留者という枠組みの中で議論されているということでありまして、ここをしっかりと整理して、広く国民の皆様にご理解いただけるような情報の発信をしなければいけないということを指摘させていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

昨日、法務省が編集したウイシユマさん死亡に係る七時間分のビデオを拝見いたしました。私は、収容した外国人を一人の対等な人間として扱わない収容行政に激しい悲しみと怒りを感じて、メモを取る以外は身動きができない思いをいたしました。

そこで、資料一枚目、お配りをしておりますけれども、法務委員会調査室にまとめていただいた二〇〇七年以降入管施設内で発生した死亡事案という表ですけれども、まず、入管に確認します。これは、記載されている事実も含めて、これ確認できますか。加えて、これで全てでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 当庁といたしましても、記録で遡る限り、二〇〇七年以降は把握しておりますが、この表に記載のとおりでございます。

○仁比聡平君 二〇〇七年以降十八件ということですが、つまり、これで全てということですね。

○政府参考人(西山卓爾君) 把握できる二〇〇七年以降、これで全てでございます。

○仁比聡平君 この実態解明は、私、国会、なかなか、ウイシユマさん死亡の事件についてお尋ねをしたと思うんですけども、二枚目から三枚のつづりで、この問題についての入管庁調査チームの報告書別紙にある血圧等の測定表というのを配りをいたしております。冒頭に記載されているように、この表は看守勤務者が手書きで記録していた血圧等の記録表から転記したものとされているんですけど、これ入管に確認ですが、手書きメモをそのまま書き写したということでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘のとおりでございます。

○仁比聡平君 ウイシユマさんの体調の悪化の中で、このバイタルが極めて不安定というのが令和三年一月の数値からもうかがわれるんですけども、特に、私たちが拝見した法務省編集ビデオの冒頭、二月二十二日以降、ウイシユマさんは、既に、食べるといってもおかゆをごく少量、飲物も取れないというような状況だったことが明らかだと思っております。

その下で、二月の二十三日の火曜日、十九時二十二分という測定時刻のころを御覧いただきましたと思うんですが、最高血圧が百十九、最低血圧が九十二と記載をされております。ですが、ビデオを見る限り、この数値というものは最初から測られたものではないんですかね。

この日、十九時に、あおむけに寝ていて、吐き戻し、息ができなくなった、苦しいというような

様子で、ウイシユマさんは担当さんとカメラに向かつて呼びます。手は動かしませんが、体、とりわけ下半身はもう自力では動かさないと状況の下で、激しく嘔吐をします。入室した看守勤務者に対してウイシユマさんは、病院行かせて、点滴お願いとしりり求めますが、これに対して看守者は、トイレに行こうか、トイレも病院も一緒、痛み以外のこと考えようかなどと話をすり替える、ごまかすという中でバイタルのチェックが行われるわけですね。私の聞き取りが正しければですが、最初に測った時点では、最高血圧が九十八、下が五十五、二回目、上が百十七、下が六十五、そして三回目、上が百十九と九十二ということになったと。

これ、ビデオ見る限り、私はそう思いましたが、事実でしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 今委員が挙げられた数字が、そのビデオでそのように言われたか、ちよつと今正確には把握できませんので、完全に事実かどうかというのは、ちよつと今、今この現時点ではお答えするのは困難でございます。

○仁比聡平君 きちんと調べていたきたいと思います。つまり、問題がないような数字のみが記録されていないかと。私たちがビデオで拝見するとそのときの場面だけなんですけど、ほかにも全然公開されていない、チェックされていない映像があるわけですから、そういうことがこの表の中にあるんじゃないのかと。そこには、看守職員がどんな立場でこのウイシユマさんの介助に当たっていたのかと、あるいは監視に当たっていたのかということが現れているように思うんですね。

この二月二十三日以降の一週間余りの間に急激にウイシユマさんは衰弱をしていきます。特に二十八日から三月に入っていく時期になると、もう自分での訴えはできないと、呼びかけにも反応できないというような急激な衰弱の状況が私にはうかがわれます。

例えば、三月三日、朝の時間、七時五十七分か

らの時刻のときには、もう右手に、右手首に力が入らないと、ウイシユマさんの利き腕のようです。七時に起床ですけれども、このとき、看守者の介助がもうその時刻から入っているわけですよ。完全に脱力して呼びかけにも応じないと、ほぼ応じないというような状態で測定しようとしたバイタルが、そこにあるように、脱力して測定できずというふうになっているわけです。

入管庁、この時点で救急車を呼ぶのが私は当然だと思えます。自宅で次長の御家族が物が食べられない、飲物も飲めないという状態で数週間推移する、バイタルをチェックしたら測定できない。測定機器を付けて測るんですね。映像の中では何回も測定しようとしている看守職員の姿があります。その上で、測定できないとなったら、これ一般社会だったら救急車呼ぶでしょう。お母さんが大変だつて、一九番しなさいって言うじゃないですか。なぜしなかつたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その点につきましては、調査報告書にも記載がございますが、その職員らが測定、このバイタルの測定の目的及び意義を十分に理解していたことも原因としてあったと存じます。

また、先ほどのその三月四日という日は、その当日、精神科医でございますけれども、外部の医者に受診をする予定でもあったということも考えられるのではないかと思っております。

○仁比聡平君 目の前で衰弱している人のバイタルが測定器によってチェックができないという状態のときに、そのまま、自らが医療関係者、医療者でもないのに救急車呼ばないというのは、それは漫然と放置するということでしょうか。

救急車呼ばない。確かに精神科受診しましたよね。けれど、そこでは点滴もされずに、そのまま翌日も脱力して測定できない。そして、最後、亡くなられた三月の六日、脱力して測定できない。バイタルがチェックできないけど、そのまま

放置するということを入管は続けましたよね。それは、一般社会で社会的に相当な医療を提供しなきゃいけないというその重大な職務上の義務に反しているということでしょう。何でそんなことになっているのかということなんです。

このときに、その職員とか、看守職員とか、それから庁内の医師とかは、この状態からウイシユマさんが持ち直すとしても考えていたんでしょうか、看護師さんも含めて。私は到底思えないんですね。御飯食べられない、水も飲めないというような状況になっているときに、バイタルがチェックできないでしょう。それをそのまま漫然と放置して持ち直すかといったら、持ち直さないですよ。それはどんな事情があつたつて、直ちに少なくとも点滴をする、これが当然の国家の義務だと思つてですね。

昨年秋の臨時会のときに、牛久の判決を照らして、社会的に相当な医療を提供するというのは国の義務だと入管庁もお認めになつたし、大臣もお認めになつた。だつたら、点滴させて打てるようにするのは当たり前のことで、自分のところでできないんだから、救急車呼ぶしかないじゃないですか。持ち直すと思つていたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その前に、私、先ほど職員が測定の目的及び意義を十分に理解していたともし発言したとすれば、誤りでございまして、訂正させていただきます。

職員らが測定の目的及び意義を十分に理解していなかったということ調査報告書でも指摘されているところでございます。その上で、調査報告書において、看守勤務者にバイタルチェックを行わせるのであれば、その目的及び意義を看守勤務者によく理解させるとともに、測定不能であった場合の対応方法を定めておくべきであつたなどとしていくところでございます。

それ以上に、今委員から御質問がございましたが、それ以上の点につきましては、現在訴訟係属中でもありますので、詳細お答え差し控させていただきます。

いただいたと存じます。

○仁比聡平君 そう御答弁されるだろうと思つたんですよ。遺族から国家賠償請求訴訟が起されていて、当然重大な争点になるんですよ。

だけど、それを最終報告、最終じゃない、これ最終とは書いてないから最終報告書とは呼びたくないけれども、この入管庁のチームで報告書に書いて、そこで記載をおこなうながら、そしてこういう資料も出しておこなうながら、国会で答弁差し控えていてどうするんですか。おかしいですよ。というのは、個別事件の問題ではなくて、あるいは職員の問題ではなくて、制度の問題でしょう。全件収容で、かつ外部への医療提供というのもこのように現実にしないというこの制度が問われているんですよ。

だから、私は、この一枚目にお配りをした二〇〇七年以降の死亡事案十八件について、それぞれの死亡者がどんな事情の下で収容されたのか、死に至るまでの収容期間、うち単独室に置かれた期間、死亡に至つた経緯及び死因、そして、とりわけどのような医療上の対応、治療がなされたのかについて、これ全て、入管庁がせめてウイシユマさんの件についてやっていらないと、調査の結果をこの国会に提出する、公表すべきだと、実態解明をし、そしてその責任を明らかにし、制度の在り方というのを徹底して議論すべきだと思つていますが、大臣、いかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 今委員から御指摘がありましたそれぞれの死亡事案につきましては、発生の都度、当時の判断に基づいて必要な事実確認を行い、対応してきたものと承知しております。

その上で、各死亡事案に係る詳細な事実関係等については情報公開法上の不開示情報にも該当するものと考えておまして、このような事柄の詳細を国会等で明らかにすることについては、個々の事案の内容等に応じて個別に判断すべきと考えているところでございます。

○仁比聡平君 過去のこの委員会の、ちょうど一年前の委員会の場で、既に四件の公表をしている、最終報告書の、と答弁されているんですけど、入管のホームページには二件、二〇一九年のナイジェリア人男性が餓死をした事件と、そして本件のウイシユマさんの事件、この二件しかホームページにはアップされていないんですよ。残りの三件というのは、存在はするらしいけれども、公表していない。昨日どこにありますかと聞いて、今のこの時刻までお答えがないというのが今の現状と。そういうのを公表と言わないんですよ。ほかの事件についても、庁内での調査は書面ですしているという答弁をされているんですが、例えば、その上から十二番目の二〇一七年の三月に牛久でベトナム人男性がくも膜下出血で亡くなったという事件については、報道で、亡くなる一週間前から頭痛を訴えていたという事実があります。それに対してどんな対応がされたのか。

あるいは、東京入管で二〇一四年の十一月にスリランカ人男性が急性心筋梗塞で亡くなられましたが、この件については、朝日新聞が入手した内部文書においてという記事で、胸の痛みを訴えて、けれど、その重篤性の判断を誤って、直ちに救急搬送しなかったと第三者委員会から指摘をされていると。

けれど、それが、こうやって求めても、個々の事案ごとだと言って、明らかにしないというわけですよ。そんなことで実態解明なんてできないでしょう。

○委員長(杉久武君) 仁比委員長に申し上げます。申合せの時間ですので、おまとめください。

○仁比聡平君 そうした事態をもたらしてきた現行の入管法の改定をこの国会で議論しろと。そんな、大臣、おかしいですよ。

徹底してこれは明らかにするべきだということ強く求めて、質問を終わります。

○委員長(杉久武君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(杉久武君) 仲裁法の一部を改正する法律案、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。齋藤法律大臣。

○國務大臣(齋藤健君) 仲裁法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判外の紛争解決手続である仲裁について、最新の国際水準に対応する形で強化を図り、その利用を一層促進するため、仲裁法の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、仲裁廷が行う仲裁手続について、国際連合国際商取引委員会が策定した国際商事仲裁モデル法の改正に対応するため、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が発する暫定保全措置命令について、その類型及び発令要件等に関する規定を整備するとともに、裁判所の執行等認可決定を得ることにより、暫定保全措置命令に基づく民事執行を可能とするなど、最新の国際水準に見合った法制を整備することとしております。

第二に、仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも管轄を拡大するとともに、仲裁判断の執行決定を求める申立てに係る事件等の手続において、裁判所が相当と認めるときは、仲裁判断書等について、日本語による翻訳文の提出を省略することができることとしております。

続いて、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実

施を確保するため、調停において成立した和解合意に基づく民事執行を可能とする制度を創設することにより、裁判外の紛争解決手続である調停について、最新の国際水準に対応する形で強化を図り、その利用を一層促進することを目的とするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、民事又は商事の紛争に係る調停において当事者間に成立した合意であって、当事者の全部又は一部が日本国外に主たる事務所を有する等と定義した上で、この法律案の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について適用することとしております。

第二に、この法律案の規定は、当事者の全部又は一部が個人であるものに関する紛争、個別労働関係紛争及びび人事その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意等には適用しないこととしております。

第三に、国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求めるとともに、執行拒否事由の有無を審査することとし、裁判所が、国際和解合意が効力を有しないものであるなど、執行決定の手続に関する規定を整備することとしております。

続いて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進することを目的として、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律の制定と併せて、認証紛争解決手続において成立した和解合意に基づく民事執行を可能とする制度を創設するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正

しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解合意であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものを特定和解と定義した上で、この法律案の規定は、特定和解に適用することとしております。

第二に、この法律案の規定は、消費者と事業者との間で締結される契約に関する紛争、個別労働関係紛争及びび人事その他家庭に関する紛争に係る特定和解等には適用しないこととしております。ただし、扶養義務等に係る金銭債権に係る特定和解は、この法律案の規定を適用することとしております。

第三に、特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求めるとともに、執行拒否事由の有無を審査することとし、裁判所が、特定和解が効力を有しないものであるなど、執行拒否事由の有無を審査することとするなど、執行決定の手続に関する規定を整備することとしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御決ください。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長(杉久武君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、仲裁法の一部を改正する法律案
- 一、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案
- 一、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

## 仲裁法の一部を改正する法律案

仲裁法の一部を改正する法律

仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「執行決定」を「執行決定等」に、「第四十六条」を「第四十九条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第五十条―第五十二条」に、「第五十条―第五十五条」を「第五十三条―第五十八条」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、仲裁地が日本国内にあるときは、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る申立ては、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にもすることができる。

第五条に次の一項を加える。

5 裁判所は、第三項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

第八条第二項中「前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所」を「次に掲げる裁判所」に

改め、同項に次の各号を加える。

一 前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

二 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

第十二条第一項及び第二項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四項中「第五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に、「すべて」を「全て」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第三項中「ものとする」を「ものとみなす」に改め、同条第四項中「いう」の下に「第六項において同じ」を加え、「ものとする」を「ものとみなす」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

第二十四条の見出しを「（暫定保全措置）」に改め、同条第一項中「限り」の下に「、仲裁判断があるまでの間」を加え、「いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置」を「他方の当事者に対し、次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。

二 財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、当該権利を行使することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を行使するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。

三 紛争の対象となる物又は権利関係について、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること。

四 仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄、消去又は改変その他の行為を禁止すること。

と。

第二十四条第二項中「いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて」を「第一項各号に掲げる措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発するに際し、必要があると認めるときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申立て（同項第五号に係るものを除く。）をするときは、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならない。

第二十四条に次の七項を加える。

4 保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

5 前項の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

6 仲裁廷は、第四項の事情の変更があったと認るときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があったときはその内容を開示することを命ずることができる。

7 暫定保全措置命令の申立てをした者（次項において「申立人」という。）が前項の規定による命令に従わないときは、第四項の規定の適用については、同項の事情の変更があったものとみなす。

8 仲裁廷は、第四項又は第五項の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止した場合において、申立人の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者の申立てにより、当該申立人に対し、これにより当該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができる。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

9 前項の規定による命令は、仲裁判断としての効力を有する。

10 第三十九条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令（第八項の規定による命令を除く。）又は決定について、それぞれ準用する。

第三十五条第三項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

四 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

第四十四条第三項を削り、同条第四項中「第五条第三項又は前項」を「第五条第四項又は第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第八章の章名を次のように改める。

第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等

第四十六条第二項中「除く」の下に「以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

第四十六条第三項中「他の当事者」を「被申立人」に改め、同条第四項中「の規定」を「及び第二項の規定」に、「同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所」を「次に掲げる裁判所」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項各号に掲げる裁判所

二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

第四十六条第五項を削り、同条第六項中「第五条第三項又は前項」を「第五条第四項又は第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十四条第五項及び第八項」を「第四十四条第四項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十五条第一項中「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十三条」を「第五十六条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十四条中「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十七条とし、第五十三条を第五十六条とし、第五十条から第五十二条までを三条ずつ繰り下げ、第九章中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。

第八章に次の三条を加える。

(暫定保全措置命令の執行等認可決定)

第四十七条 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをすることができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第四十九条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2 前項の申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

3 第一項の申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関（仲裁地が属する国の法令（当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該法令）により当該国の裁判機関がその権限を有する場合に限る。）に対して暫定保全措置命令の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあつたことを知つた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項各号に掲げる裁判所

二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しく

は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

5 第一項の申立てに係る事件についての第五条第四項又は第五項の規定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 裁判所は、次項又は第八項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければならない。

7 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第八号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定保全措置命令に関する部分に限る。次号及び第六号において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかつたこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であつたこと。

五 暫定保全措置命令が、仲裁合意若しくは暫定保全措置命令に関する別段の合意又は暫定保全措置命令の申立ての範囲を超える事項について発せられたものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつたこと。

七 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをした者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反し、相当な担保を提供していないこと。

八 暫定保全措置命令が、仲裁廷又は第三項に規定する裁判機関により、取り消され、変更され、又はその効力を停止されたこと。

九 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関する

るものであること。

十 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

8 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該暫定保全措置命令から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定保全措置命令のその他の部分をそれぞれ独立した暫定保全措置命令とみなして、同項の規定を適用する。

9 執行等認可決定は、確定しなければその効力を生じない。

10 第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第四十八条 暫定保全措置命令(第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第四十九条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払(被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあつては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払)を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金銭の支払命令(以下この条において「違反金支払命令」という。)を、執行等認可決定と同時にすることができる。この場合においては、違反金支払命令は、執行等認可決定が確定するまでは、確定しないものとする。

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十七条第一項の申立て(同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。)に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

4 裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十七条第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならない。

5 違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 違反金支払命令により命じられた金銭の支払があつた場合において、暫定保全措置命令の違反により生じた損害の額が支払額を超えるときは、申立人は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

7 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十七条第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

8 第四十七条第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十四条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(仲裁手続に関して裁判所が行う手続に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の仲裁法(以下「新法」という。)第五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた仲裁手続に関して裁判所が行う手続に係る申立てについて適用する。

2 新法第五条第五項の規定は、施行日以後にされた仲裁手続に関して裁判所が行う手続の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた仲裁手続に関して裁判所が行う手続の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

3 新法第八条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三十五条第三項(第四号に係る部分に限る。)、及び第四十六条第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされた仲裁手続に関して裁判所が行う手続の申立てに係る事件について適用する。

4 新法第四十六条第二項ただし書の規定は、施行日以後にされた仲裁判断の執行決定を求める申立てにつ

いて適用する。

5 新法第四十七条から第四十九条までの規定は、施行日以後に開始された仲裁手続において発せられた暫定保全措置命令について適用する。

(仲裁合意の方式に関する経過措置)

第三条 新法第十三条第六項の規定は、施行日以後に書面によらないでされた契約について適用する。

(暫定保全措置命令に関する経過措置)

第四条 新法第二十四条の規定は、施行日以後に開始する仲裁手続について適用し、施行日前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第五条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項中「又は第四十六条第一項」を「第四十六条第一項、第四十七条第一項又は第四十九条第一項」に改める。

別表第一の一七の項中「又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」を「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に改め、「第十二条第一項の規定による申立て」の下に「又は仲裁法第四十九条第七項の規定による申立て」を加える。

(民事執行法の一部改正)

第六条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 確定した執行等認可決定のある仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十八条に規定する

暫定保全措置命令

第三十三条第二項第一号中「第六号又は第六号の二を」又は第六号から第六号の三まで」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第七条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち、仲裁法第五十条第一項の改正規定中「第五十条第一項」を「第五十三条第一項」に

改め、同法第五十一条の改正規定中「第五十一条」を「第五十四条」に改め、同法第五十二条第一項の改正規定中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同法第五十四条の改正規定中「第五十四条」を「第五十七条」に改める。

## 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実のいかんにかかわらず、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に關する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいう。

2 この法律において「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいう。

3 この法律において「国際和解合意」とは、調停において当事者間に成立した合意であつて、合意が成立した当時において次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものをいう。

一 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法律（省令で定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。））。

二 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあつては、合意が成立した当時において当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によつて解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。次号において同じ。）を有するとき。

三 当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

(適用範囲)

第三条 この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について、適用する。

(適用除外)

第四条 この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しない。

一 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意

二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意

三 人事に関する紛争その他家庭に關する紛争に係る国際和解合意

四 外国の裁判所の認可を受け、又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であつて、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの

五 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であつて、これに基づく強制執行をすることができるもの

(国際和解合意の執行決定)

第五条 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならない。

2 前項の申立てをする者（以下この条において「申立人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならない。

一 当事者が作成した国際和解合意の内容が記載された書面

二 調停人その他調停に關する記録の作成、保存その他の管理に關する事務を行う者が作成した国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に係る記録媒体の提出をもつて、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 申立人は、前二項の規定により書面又は記録媒体を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該記録媒体に係る電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語

による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとする事ができる。

5 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

6 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

- 一 当事者が合意により定めた地方裁判所
- 二 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
- 三 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- 四 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）
- 7 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。
- 8 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 9 裁判所は、第七項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。
- 10 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。
- 11 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- 12 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれがあるか認めるとき（第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
- 一 国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 国際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 国際和解合意に基づく債務の内容を特定することができないこと。

四 国際和解合意に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。

五 調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

六 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

七 国際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

八 国際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

13 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

14 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

（任意的口頭弁論）

第六条 執行決定の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（事件の記録の閲覧等）

第七条 執行決定の手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
- 二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

第八条 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第九条 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十条 執行決定の手續における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所が定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所に使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているもの

については、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第十一条 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。  
(民事訴訟法の準用)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五十一条第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(最高裁判所規則)

第十三条 この法律に定めるもののほか、執行決定の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(国際和解合意に関する経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以後に成立する国際和解合意について適用する。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置)

第三条 第八条から第十一条までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における第十二条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四條、第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六百六十条第二項、第六百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項中「又は」を「若しくは」に改め、「申立て」の下に「又は調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第五条第一項の規定による申立て」を加える。

(民事執行法の一部改正)

第五条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 確定した執行決定のある国際和解合意

第三十三條第二項第一号中「第六号の三」を「第六号の四」に改める。

別表（第十二条関係）

第一百十二條第一項本文

前条の規定による措置を開始した

裁判所書記官が送達すべき書類

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された	調書の記載について
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
第百三十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
第百二十二条第一項ただし	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第六百六十条第四項	電子調書の内容に 第二項の規定によりファイルに記録され た電子調書 当該電子調書	調書
第六百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録 された電子調書の内容 その旨をファイルに記録して	調書の記載 調書を作成して
第六百六十条の二第二項	事項又は前項の規定によりファイルに記 録された事項若しくは同項の記録媒体に 記録された事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに 記録された事項若しくは同項の記録媒体 に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二 項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で 定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

## 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の 一部を改正する法律案

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の十一」に改める。

第二条に次の一号を加える。

五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。

第十一条第二項中「揭示しなければ」を「揭示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十四条中「いう」の下に「。第二十七条の二第三項において同じ」を加える。

第三章に次の十条を加える。

（特定和解の執行決定）

第二十七条の二 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所

に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下この章において同じ。）を求め、申立てをしなければならぬ。

2 前項の申立てをする者（次項及び第四項において「申立人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならぬ。

- 一 当事者が作成した特定和解の内容が記載された書面
- 二 認証紛争解決事業者又は手続実施者が作成した特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

5 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

- 一 当事者が合意により定めた地方裁判所
- 二 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
- 三 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- 6 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

8 裁判所は、第六項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

9 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

10 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならぬ。

11 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第五号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

- 一 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
- 二 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
- 三 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
- 四 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

五 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

六 特定和解の対象である事項が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

七 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

12 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

13 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

（適用除外）

第二十七条の三 前条の規定は、次に掲げる特定和解については、適用しない。

- 一 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
- 二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第五百十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）

四 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）

第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であつて、同法の規定の適用を受けるもの

（任意的口頭弁論）

第二十七条の四 執行決定の手續に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（事件の記録の閲覧等）

第二十七条の五 執行決定の手續について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を

請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作

られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

（期日の呼出し）

第二十七条の六 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に

対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをし

たときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することがで

きない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第二十七条の七 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも

送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第二十七条の八 執行決定の手續における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」とい

う。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつ

て、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁

判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定

めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項

及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した

申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法

令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他

氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているもの

については、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所

規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所

は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは

謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に

係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第二十七条の九 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係

る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。  
（民事訴訟法の準用）



第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(特定和解の執行決定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（次条において「新法」という。）第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置)

第三条 新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三

項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項中「又は調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第五條第一項」を、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第五條第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二十七條の二第一項」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第五条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 確定した執行決定のある特定和解

第三十三條第二項第一号中「第六号の四」を「第六号の五」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。